

岩手県告示第461号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 区域名 跡浜
 - （2） 指定の区域 下閉伊郡山田町織笠（別紙図面のとおり。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。
- 2（1） 区域名 織笠小学校後
 - （2） 指定の区域 下閉伊郡山田町織笠（別紙図面のとおり。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。
- 3（1） 区域名 新開地の沢（3）
 - （2） 指定の区域 下閉伊郡山田町大沢（別紙図面のとおり。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。
- 4（1） 区域名 袴田の沢
 - （2） 指定の区域 下閉伊郡山田町大沢（別紙図面のとおり。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに山田町役場に備えておいて縦覧に供する。